

平成17年12月

平成23年12月改定

情報化戦略計画

最高裁判所事務総局

目 次

第1	はじめに	1
第2	裁判所における情報化の基本理念と課題	1
1	裁判所における情報化の基本理念	1
2	裁判所における情報化の状況と課題	2
第3	情報化推進体制	7
1	情報化推進体制の必要性	7
2	情報化推進部署の役割	8
3	情報化関連業務に関する人材育成の基本方針	9
第4	情報システムの基本方針	10
1	裁判事務関連システム	11
2	司法行政事務に関する情報システム	15
3	職員向けポータルサイトとしての情報システム	16
4	国民向けポータルサイトとしての情報システム	17
第5	情報システムの技術基盤等	17
1	情報システムの構築における技術基盤	17
2	パソコンのOS及びネットワークを利用するためのソフトウェア	18
3	IT機器類の整備	18
4	及びその設置環境の整備	19
5	通信回線の帯域の増強及び	20
6	災害に強い情報システムのの在り方	21
第6	情報システム等の全体最適化の推進（情報化戦略計画を実行するための中長 期的計画）	22
1	全体最適化の指針	22
2	全体最適化計画の策定方針	23
3	全体最適化計画の策定及び実行	24
第7	情報セキュリティ水準の向上	24
1	情報セキュリティ確保の必要性	24
2	情報セキュリティ対策の在り方	25
第8	最後に	26

第1 はじめに

社会が複雑多様化し、国際化がより一層進展する中で、司法による事後的な紛争解決の需要が一層増大しており、裁判所の役割は重要性を増している。裁判所が、このような役割に対する国民の期待に応え、その使命である適正迅速な裁判を実現するためには、必要な人的物的態勢の充実を図っていかなくてはならない。この方策の一つとして情報化がある。

一方、国家全体として予算や定員の削減が強く求められる状況が続いており、裁判所が、その使命を果たし国民の期待に応えるためには、限られた予算と人的資源を最大限に活用する必要がある。そのためには、裁判事務及び司法行政事務について不断の業務改革を進めていかなくてはならない。そこで、情報化により合理化及び効率化が図られる業務について戦略的に情報化を推進する必要がある。

この情報化を実効的なものとするためには、裁判所における情報化に関する基本理念を再認識するとともに、情報化の基本方針等を定め、戦略的な計画の下に、一貫性をもった施策を推進しなければならない。

裁判所は、このような施策の基本方針として平成17年に情報化戦略計画を策定した（以下、この情報化戦略計画を「第一次計画」という。）。しかし、その策定から5年が経過し、その間に情報通信技術（以下「IT」という。）が目覚ましい発展を遂げ、その利活用が社会経済生活に広く浸透するとともに、行政府省ではシステムの全体最適化¹に向けた取組が具体化しているといった裁判所を取り巻く諸状況が変化したことに伴い、第一次計画に掲げられた施策や指針などの達成状況を踏まえ、裁判所が推進する情報化の在り方を改めて示す必要があるため、今般、本改定を行うこととした。

第2 裁判所における情報化の基本理念と課題

1 裁判所における情報化の基本理念

裁判所における情報化の基本理念は、第一次計画と同様、次に掲げるとおり

¹ 行政府省においては、各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議が平成18年3月31日に決定した「業務・システム最適化指針（ガイドライン）」に基づいて、業務やシステムの「最適化」（Optimization）が計画的に進められている。また、総務省に設置された「政府情報システムの整備の在り方に関する研究会」が平成22年4月に出した最終報告書は、各業務やシステムの最適化については相応の成果が上げられているものの、「全体最適化」の取組が不十分であり、仮想化技術を活用したITリソースの共用によるサーバ等の台数削減や政府情報システムの統合及び集約化の基盤となる政府共通プラットフォーム構築の必要性を提案している。

であり、裁判所は、これらの理念を実現するため、2に掲げる課題に取り組んでいく。

(1) 裁判所の事務の合理化及び効率化を図り、裁判機能の充実を図るための情報化

ア 裁判部門においては、情報化による効果を見定めながら、裁判手続の特性に留意した上で、書記官事務を始めとする裁判事務につき、その適正さを維持しつつ、合理化及び効率化を図る。あわせて、裁判官を含む職員の事件管理、調査、各種情報の利用等を支援する。

イ 司法行政部門においては、情報化による効果を見定めながら、総務、人事、会計等の各部門の事務の適正さを維持しつつ合理化及び効率化を図ることにより、適正迅速な裁判を目指す裁判部門への支援態勢を充実させる。

(2) 国民の利便性の向上のための情報化

裁判所は、各種の照会や手続等を情報化することにより、裁判所を利用する国民の利便性を向上させる。

2 裁判所における情報化の状況と課題

(1) 裁判所における情報化については、司法制度改革審議会意見書²において、「手続の効率化、迅速化及び利用者に対するサービスの増大という見地から、訴訟手続等における情報通信技術の積極的利用を一層推進する必要がある」との指摘がある。これを受けた最高裁判所の司法制度改革推進計画要綱では、「裁判所の訴訟手続、事務処理、情報提供などの各側面での情報通信技術の積極的導入を推進する計画を策定・公表するための所要の措置を講ずる」ととしている。

(2) 裁判所は、これまでもITや情報システムを活用した情報化を進め、各種の手続や事務処理の合理化及び効率化に取り組んできたが、

[REDACTED]

² 平成13年6月12日付け司法制度改革審議会「司法制度改革審議会意見書－21世紀の日本を支える司法制度－」

³ [REDACTED]

そこで、外部の専門家によるシステム監査の結果や職員からの意見を踏まえた第一次計画を策定して、

として構築されている。

現在、ユーザサポート等に寄せられた様々な意見等を踏まえ、より使いやすいものにするための改修に取り組んでいるところである。今後の改修については、法改正や通達の改廃などの要因に基づくものは適時に行うとともに、その他については職員からの様々な意見や各庁の利用状況を踏まえつつ、真に必要な改修か否かを精査の上で検討することとなるが、

あわせて、ユーザサポート等に寄せられる意見等を分析しつつ、に向けた検討を行う。

[Redacted text block]

[Redacted]等といった第一次計画に掲げられた施策を実現してきた。

- (3) もっとも、第一次計画に掲げられた施策や課題の多くは、一度実現されれば良いものではなく、今後も継続して実現していくものであるが、ITの目覚ましい発展や行政府省における全体最適化の取組が進む一方で、情報セキュリティに対する脅威が世界規模で日々新たに発生していること、我が国の厳しい財政状況や東日本大震災の発生といった裁判所を取り巻く諸状況等を踏まえると、裁判所が情報化を進めるに当たり、現時点において、重点的に取り組んでいくべき課題としては、これまでの情報化による裁判事務や司法行政事務への影響を踏まえた情報システムの全体最適化、情報セキュリティ水準の向上、災害等に強い情報システムの構築等が挙げられる。

ア 情報システムの全体最適化

これまで裁判所における情報システムの開発、展開は、業務を所管する最高裁判所内の各部署が必要に応じて様々な種類の情報システムを開発し、

[Redacted text block]
[Redacted text block]
[Redacted]が用いられている。その

5 [Redacted text block]
6 [Redacted text block]
7 [Redacted text block]
8 [Redacted text block]
9 [Redacted text block]
10 [Redacted text block]

ため、

など、一括して契約する場合に比べて多くのコストを要しがちである。その結果、裁判所のIT関連予算は、年々増加し、裁判所予算全体の圧迫要因となっているほか、既存の情報システムの運用経費等がIT関連予算の大部分を占めており、新規の開発、展開、改修等の施策を実施することが困難となってきた。また、職員の利便性の観点からは、それぞれのシステムごとに操作方法が異なるため、職員が多数のシステムの操作方法を習得しなければならず、その負担感が大きいだけでなく、各システムの機能を十分に活用できていないという実情もある。

とともに、各情報システムに共通する基盤を整備すること等によって、既存の情報システムを裁判所の業務に最も適した合理的かつ効率的なものに再構成する「全体最適化」の取組を、その推進体制の整備と併せて行うことでコストや利便性の問題を解決する必要がある。

イ 情報セキュリティ水準の向上

高度情報通信ネットワーク社会が現実のものとなり、我が国の国民生活や社会経済活動においてますますITへの依存度が高まっていることから、情報セキュリティ対策の重要性もますます高まっている。裁判所においても、

対策を実施してきた。

しかしながら、
は後を絶たず、最近では、公的機関からの機密文書等の流出や海外のウェ

ウェブサイト¹²による各国政府の機密情報のインターネット上での公開、公的機関を標的としたサイバー攻撃などが社会問題化している。行政府省においては、このような環境の変化に応じた情報セキュリティ水準を維持するため、平成17年12月に策定した「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」（以下「政府統一基準」という。）をほぼ毎年の頻度で改定している。裁判所においても、その情報システム内に保有する [REDACTED] [REDACTED] 情報の外部への漏えい、裁判所の情報システムの停止によるその業務遂行への大きな支障等が生じた場合には、裁判所に対する国民の信頼が損なわれかねないことから、的確な情報セキュリティ対策を講じる必要がある。裁判所では、平成19年に情報セキュリティに関する事務総長依命通達、情報政策課長通達及び実施要領（以下「情報セキュリティポリシー¹³」という。）を策定して職員の遵守すべき事項を示すなど運用面の対策を行ってきたが、 [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] が求められている。

そこで、裁判所においても、技術の進展や裁判所を取り巻く社会環境の変化に応じて情報セキュリティ水準を向上させるため、情報セキュリティ対策の見直しを行う必要がある。

ウ 災害等に強い情報システムの構築等

東日本大震災の発生に伴い、 [REDACTED]

¹² ウェブサイトとは、1冊の本のように、ひとまとまりに公開されているウェブページ群、また、そのウェブページ群が置いてあるインターネット上での場所をいう。ウェブサイト内のページはリンクで連結され、互いに行き来できるようになっている。ウェブサイトの入り口であるトップページ（ホームページ）と、ウェブサイトを構成する一連のウェブページ、画像ファイルなどから成る。

¹³ セキュリティポリシーとは、組織全体の情報セキュリティに関する基本方針をいう。裁判所では、平成19年3月16日付け最高裁情政第000156号事務総長依命通達「裁判所の保有する情報及び情報システムの取扱いについて」、同月22日付け最高裁情政第000184号情報政策課長通達「情報セキュリティに関する対策基準について」及び同年5月30日付け情報政策課長事務連絡「職員が情報及び情報システムを取り扱う際の情報セキュリティ対策実施要領等について」（なお実施要領については、平成20年11月に改定。）を制定した。

¹⁴ [REDACTED]

[redacted]
[redacted]
[redacted]が判明した。また、各情報システムが利用
している [redacted]
[redacted]
[redacted]となっている。

そこで、 [redacted]
[redacted]
[redacted]

を検討する必要がある。

第3 情報化推進体制

1 情報化推進体制の必要性

これまでの裁判所における情報システムの構築、運用等は、最高裁判所内の各部署が、その精通している所管業務に関する情報システムを個別に構築し、

[redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]したり、 [redacted]

がなお払拭されていない。

そこで、これらを改善し、裁判所全体として情報化投資を効果的に実施するため、情報政策課が、技術的専門家であるCIO補佐官¹⁶の指導、支援及び助言等に基づき、関係局課の理解と協力を得ながら、裁判所全体のIT機器やシステムの実情を横断的に調査した上で、それらを最も合理的、効率的なものに整理し統合していくという「全体最適化」の取組（第6参照）を行うことにより、裁判所における情報化の基本理念に合致した情報化を推進していく。

¹⁵ [redacted]

¹⁶ CIO補佐官の意味については、第3の2の(1)の文中参照

2 情報化推進部署の役割

(1) C I O¹⁷及びC I O補佐官

C I Oは、費用対効果に基づく情報化施策の判断と実行を行い、かつ、全国の情報システムの企画、開発、運用、保守等の情報化関連業務を統括する。C I O補佐官は、C I Oの補佐的な役割として、施策の判断と実行を行うための実務を行う。具体的には、I T関連の経費についての予算要求、調達、開発、運用、保守、監査、実績の評価、情報セキュリティ対策の充実等に当たり、C I O及び各所管局課に対して指導、支援、助言等を行う。また、平成23年度からは、C I O補佐官の実務を支援する補助者の充実が図られており、その更なる活用を推進する。

(2) 情報政策課

情報政策課は、C I Oの判断を迅速かつ的確に実行する情報システム関連業務の企画、開発、運用、情報セキュリティ対策等の全般に関する専門的な組織とし、情報政策課所管の情報システムを担当する。また、最高裁判所内の各部署の情報システムの開発及びその後の運用、利用者支援、外部業者管理、情報セキュリティの確保等に当たって、当該部署に対し、政策面及び技術面での支援や助言等を行うとともに、情報政策課所管の情報システムと、他の部署が所管する情報システムとの全体的な整合性及び関連性についての調整や、これらの情報システムが基盤として利用するネットワーク等の整備を行う。さらに、情報システムの全体最適化の取組の中で、各情報システムの統合及び集約化のための共通基盤の構築及び運用を行う。

(3) 情報政策課以外の最高裁判所内の各部署

情報政策課以外の最高裁判所内の各部署は、その所管する業務に関する業務分析並びに情報システムの開発及びその後の運用、利用者支援、外部業者管理、情報セキュリティの確保等について、C I O補佐官及び情報政策課の指導、支援、助言等の下に行う。ただし、裁判所の基幹となる情報システムの開発等に当たっては、情報政策課と所管する各部署との間で、その内容及

¹⁷ C I Oとは、Chief Information Officerの略で、組織内の情報システムや情報の流通を統括し、組織の情報戦略を総括する担当責任者である。裁判所においては、最高裁判所事務総局情報政策課長がC I Oである。

び規模に応じた適切な役割を分担する。

また、情報システムの運用、利用者支援、外部業者管理等に当たっては、業務の定型性、必要となるスキルの専門性、職員が行った場合との費用対効果の比較等を勘案し、必要な範囲で外部保守運用委託を行う。外部保守運用委託を情報政策課が取りまとめて行うと費用対効果等が上がる情報システムについては、情報政策課と所管する各部署との間で検討の上、情報政策課が外部保守運用委託を行う。

(4) 下級裁判所

下級裁判所への情報システムの導入及びその運用、情報セキュリティ対策等の事務については、各高地方裁判所本庁と情報政策課が連携して行い、本計画に掲げる施策等を裁判所全体で確実に実施していくこととする。

なお、平成24年度には、文書情報担当部署の設置が予定されているところ、当該部署にこれらの事務に関する情報の集約と提供、全庁的な調整や意思決定を行わせるとともに、各庁における情報セキュリティ対策の実施や上級庁との連絡調整等の役割を担当させる。

3 情報化関連業務に関する人材育成の基本方針

(1) 情報化関連業務を担う人材

情報化関連業務を担う職員は、企画及び分析、開発及び運用の全体運営管理並びに利用者の支援に注力する方向を目指す。

ア 付加価値の高い情報化企画の策定等

情報システムの開発及び運用のうち、外部業者の方が効率的に実施可能な領域については外部委託化を推進し、最高裁判所内の各部署の情報化関連業務を担う職員は、裁判所業務に関する知識が必要であって、より付加価値が高い企画の策定等の業務を行う。

イ リスクを極小化する運営管理

最高裁判所内の各部署の情報化関連業務を担う職員は、発注者として外部委託した業務の品質、コスト、スケジュール等の妥当性を検査し、リスクを極小化して適切な実施成果を享受するための全体運営管理を担う。

ウ 職員満足度を向上させる支援の実施

情報化関連業務を担う職員は、利用者である職員からの要望や質問を適

宜収集し、その回答を行うとともに、必要な研修等を行い、職員のＩＴスキルの向上も目指した利用者の支援業務を実施する。

(2) 研修方針の明確化及び考慮点

ア 研修の視点

裁判所全体における最適な情報化のためには、情報政策課を始めとする最高裁判所事務総局の情報化担当部署において、情報化のための企画、分析、プロジェクト管理等のスキルを備えた人材が必要であり、引き続き、これらのスキルを備えた人材を育成する。

また、下級裁判所においては、職員のＩＴに関するスキルの向上のための支援業務を行う人材の育成の視点が欠かせない。

イ 研修の方法

情報システムの研修の実施は、これを二分し、このうち、仕様の定義、運用業務の手順の検討等、情報システムの構築や運用に必要な知識等の習得等を目的とする研修については、外部で実施している研修コース等を活用する。

これに対して、裁判所独自の情報システムに関する業務やノウハウの習得、情報セキュリティに対する意識の向上等を目的とする研修については、最高裁判所事務総局の情報化担当部署と下級裁判所においてこれらを所管する部署が連携して、効率的かつ効果的な研修を行う。その際には、情報政策課において自庁研修用のカリキュラムモデルを作成するなどして研修を支援していく。

第４ 情報システムの基本方針

裁判所における情報システムは、事件数の増加等による業務量の増加への対応として、情報システムの導入が効果的と考えられる場合（業務効率型投資）、社会や国民の要請として情報システムの活用が求められる場合（戦略型投資）、業務基盤として事務処理全体の効率化、質的向上を図ることができる場合（インフラ型投資）のように、明確な投資目的の下にその導入を検討するものとし、情報システムの導入自体が目的となつてはならない。その検討においては、導入に要するコストと想定される効果を十分に評価する（事前評価）。また、導入後には、想定されたとおりの効果が得られているかを速やかに検証し（事後検証）、当該

情報システムの導入範囲の拡大の可否等を検討する際に活用する。

そして、情報システムの導入に当たっては、裁判事務及び司法行政事務についての業務改革を踏まえた上で、情報システムにより処理が容易となる事務について、その合理化及び効率化を図る。その際には、情報システムの導入により、人的な負担が軽減されるかどうか、迅速な事務処理ができるかどうか、業務の正確性が担保できるかどうか等、得られる効果について情報システムによる処理の特性を踏まえた検討を行い、その対象となる事務を定める。

また、既存の情報システムについても、機器の更新時や法改正に伴う改修等の機会に、導入時と同様の視点で再検証し、当該情報システムの継続の要否や装備する機能等の適否を判断する。

以上を踏まえ、裁判所における情報システムは、以下の基本方針によって、その導入、運用等を行う。

1 裁判事務関連システム

(1) 裁判事務における情報化の目標

裁判所における基幹事務である裁判事務においては、事務処理のシステム化による裁判事務の変容が各職種の事務に与える影響を考慮しつつ、これを担う各職種の業務の効率化を図り、裁判事務の適正迅速化に資するよう、以下のような目標を立てて、情報化を進める。

ア 書記官、事務官等が行う定型的な事務の合理化及び効率化を図り、事務の負担を軽減する。

イ

コートマネージメント事務を円滑に遂行できるようにする。

ウ 裁判官、書記官等が行う 事務及び家裁調査官が行う 事務を支援する。

(2) 裁判事務関連システムを構築する際のガイドライン

(1)の目標を達成するため、引き続き、応答性や操作性等に優れ、運用及び保守を安定的かつ効率的に行い、職員の負担を軽減する裁判事務に関する情報システム（以下「裁判事務関連システム」という。）を構築する。その際には、将来における法や規則等の改正による書記官事務等の業務の変化に柔

具体的な内容は、次に掲げるとおりである。

(ア) 裁判事務関連システムに装備する機能については、応答性及び操作性の確保、正確性の担保並びに費用対効果の観点から、その必要性を精査し、必要な機能に絞ったスリムな情報システムとする。その後、裁判事務関連システムが確実かつ有用に稼働することを確認した上で、機能を拡張することの可否を精査の上検討する。

(イ) 画面構成については、操作性を損なうことのないように配慮するとともに、画面遷移を事務処理の流れに沿って直感的に理解できる構成とする。さらに、将来的には、裁判事務関連システム全体として、画面構成の統一化を図るなど、ユーザインターフェイス¹⁸に配慮したより利便性の高いシステム設計を検討する。

(ウ) 帳票については、職員のニーズに柔軟に対応できるようにするために、職員による様式の変更が可能となる仕様とする。また、[REDACTED]等に活用すべきデータの取得及び編集を容易なものとする。

(エ) 画面上の説明やヘルプ表示機能を必要に応じて装備するほか、オンラインマニュアルを整備し、情報システムの習熟に要する職員の負担を軽減する。

イ 運用及び保守を安定的かつ効率的に行うことによる職員の負担の軽減

(ア) 裁判事務関連システムの設計においては、

12

[REDACTED]
[REDACTED]
(イ) 裁判事務関連システムの [REDACTED] されると、
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

そこで、今後も、業務形態、ネットワークへの影響、費用対効果の観点等を踏まえながら、新たに開発する情報システムについて、 [REDACTED]
[REDACTED]

[REDACTED] を行い、裁判事務関連システムの安定稼働を図るとともに、障害対応を迅速に行うことによって、裁判事務関連システムを利用する職員及び運用保守を担当する職員の負担を軽減する。

(ウ) 一つの情報システムの運用及び保守においては、競争促進によるコスト低減を図ることを狙いとして、アプリケーションソフトウェア、ハードウェアであるサーバごとに異なる業者と個別に運用保守契約を行うのが一般的であるが、一方でこのような分離調達で、障害発生時の問題の原因究明に時間がかかる等の弊害となっている状況も見受けられる。

そこで、保守や障害対応を迅速かつ的確に行うため、情報システムの運用管理体制や運用保守基準の在り方を検討するほか、機器や情報システムの更新等の機会に合わせて、個々の運用及び保守の統括の可能性も検討する。

ウ 改修の容易性等の重視

(ア) 法や規則等の改正が裁判事務関連システム全体に与える影響を考慮した設計を行って、小規模な改正に対しては小規模な改修で対応できるようにする。具体的には、 [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

[REDACTED] をそれぞれ独立した構成にして、全体に影響を与えることなく、部分的に改修する

ことが可能な構成にする。さらに、必要な機能拡張についても多くのコストを要せずに対応できるようなシステム構成を検討する。

(イ) 裁判事務関連システムにおいては、

事件の種類にかかわらず、共通している面がある。

そこで、将来的には、全事件の業務分析を経て、事件の種類ごとの固有の機能とは別に、全事件に共通する機能やデータを一元的に管理及び運用する共通基盤の構築を検討し、裁判事務関連システムの構築や保守を容易にする。

エ 効率的なデータの管理及び連携

(ア) 裁判事務全体を通じたデータ定義の共通化²¹を図り、統合的にデータの整理及び管理をする仕組みを構築し、例えば、

ように効率化するとともに、データの重複入力の負担を解消するなどして、に関する情報の共有と活用を促進し、コートマネージメント事務の円滑な遂行を支援する。

(イ) レスポンス、操作性への影響及び連携の程度の相当性を十分に考慮した上で、などの共通化すべき情報について、裁判事務関連システム相互におけるデータ連携や司法行政事務に関する情報システムとのデータ連携の仕組みを検討する。

オ 安全性の重視

裁判事務関連システムにおいては、イの(イ)の障害対応の観点だけでなく、情報を保護し、各サーバに対して万全な情報セキュリティを確保するためにも、引き続き費用対効果の観点も踏まえつつ、

20

²¹ データ定義の共通化とは、各情報システムが管理するデータについて、共通的にデータ名、データ形式等を設定することをいう。これにより、スムーズな情報システム間連携を実現することが可能となる。

_____していく。

なお、情報システムの構築に当たっては、_____とする。

(3) _____事務等に関する情報化の充実

裁判官、調査官及び書記官が行う_____事務を情報化により支援するため、_____の検索システムのほか、_____をはじめとする各種データベースを搭載したJ・NETポータルを構築した。今後も、必要性や費用対効果の観点を考慮しながら、裁判官等の_____事務を支援する情報システムの充実を図っていく。また、書記官や家裁調査官の実務を支援するため、J・NETポータルに搭載した各種データベースやコンテンツの一層の充実を図る。

2 司法行政事務に関する情報システム

- (1) 裁判所は、所管する裁判事務を、全国各地の裁判部を中心とした独立性の高い独自の組織により処理しているが、司法行政事務については、基本的には行政府省と同様の構造組織により処理している。そこで、司法行政事務における情報化については、裁判所と行政府省との共通の業務について、行政府省において府省共通システムの導入を検討するとの方針に従い、これまでに府省共通システムを利用するための基盤となる霞が関WAN及び政府認証基盤（GPKI²²）を導入した上、国有財産総合情報管理システム、官庁会計システム（ADAMS II）、職員等利用者共通認証基盤（GIMA²³）が導入、運用されており、今後、標準共済システム、一元的な文書管理システム、人事・給与関係業務情報システム、旅費等内部管理業務共通システムを導入する予定である。

- (2) また、行政府省においては、各府省ごとに運用、保守等を行っている府省

²² GPKIとは、Government Public Key Infrastructureの略で、国民等から行政機関に対する申請、届出等や、行政機関から国民等への申請、届出等に対する結果の通知等を、インターネットを利用しペーパーレスで行うことを目的として、申請、届出等やその結果の通知等が、真にその名義人（申請者や行政機関の処分権者）によって作成されたものか、申請書や通知文書の内容が改ざんされていないかを確認する行政機関側のシステムをいう。

²³ GIMAとは、Government Identity Management for Authenticationの略で、システムごとに行われている利用者の認証管理、利用権限管理などを一元管理するためのシステムで、GIMAの導入によって、GIMAと連携している全システムについて、シングルサインオン方式で利用することが可能となる。

共通システム等を統合及び集約化することにより、政府全体としての運用コストの削減等を図ることを目的として、その基盤となる政府共通プラットフォームについて平成26年度の本格的な運用開始を目指して現在整備中である。併せて政府内ネットワークとして利用している霞が関WANに代わって、大容量の情報流通需要等へ対応するため、新たに政府共通ネットワークの運用が平成25年1月から予定されている。裁判所としても、今後、それぞれの整備状況を把握し、各府省の動向等を踏まえながら、政府共通プラットフォーム及び政府共通ネットワークへの参画について検討していく。

- (3) 司法行政事務に関する情報システムのうち、行政府省と裁判所との間で共通の業務に関するものでないことから、裁判所が独自に構築する必要があるものについては、裁判事務関連システムを構築する際のガイドラインに準じて、その構築を行っていくこととする。

3 職員向けポータルサイトとしての情報システム

- (1) 職員向けポータルサイトとして、平成19年にJ・NETポータルを構築し、裁判官を含む職員の[]事務、各種情報の利用等を支援し、事務負担を軽減した。

- (2) J・NETポータルは、職員が随時、容易に、[]等の情報やITに関するサポート情報、情報セキュリティに関する情報等を参照できるよう、[]²⁴を利用した情報システムとして構築されている。特に、[]
[]
[]
[]職員の利便性を向上させている。さらに、[]
[]等の[]
[]を可能としている。

- (3) 今後は、J・NETポータルと裁判事務関連システムとの連携を行い、[]
[]を職員向けポータルサイトで参照可能とすることにより、他の部署においても[]の

把握を可能とすることを検討する。

4 国民向けポータルサイトとしての情報システム

(1) 国民の利便性の向上と広報を目的とし、国民が必要とする情報を一元的に提供する国民向けポータルサイトとして、裁判所ウェブサイトや裁判員制度ウェブサイトを構築し、申立て等に関する手続案内や各種様式の提供を行い、傍聴券交付対象事件等の情報提供をするなどしてきた。今後は、ウェブコンテンツ²⁵の改良や掲載内容の見直しを進めていくとともに、国民向けの裁判所に関する情報については、作成指針や提供手段を統一し、ウェブコンテンツに関する日本工業規格（JIS X 8341-3）を踏まえたデザインを採用するなど、より多くの国民にとって利用しやすく、また、理解しやすい情報提供の在り方の検討を続ける。

(2) インターネットによるオンライン申立ては、現在、支払督促手続において導入されているが、訴訟手続への導入については、訴訟における行為が、当事者と裁判所との双方向性を有し、非定型的であるという特質や、国民の権利義務に重大な影響があるという特質を踏まえながら、国民の利便性への実質的な貢献度、行政府省が提供するオンライン申請手続の利用状況などの諸要素を考慮しつつ、まずは申立ての在り方について検討する。

なお、訴訟記録の電子化に関しては、訴訟記録の安全かつ確実な保存、訴訟当事者の実質的な便宜及び国民の利便性の向上といった観点から継続的に調査及び検討を行っていく²⁶。

第5 情報システムの技術基盤等

裁判所における情報化に用いる技術基盤についても、第4で示したような有用性や費用対効果を十分に検討するものとし、次に掲げる基本方針によって、その整備等を進める。

1 情報システムの構築における技術基盤

(1) 大規模な情報システムの構築においては、

²⁵ ウェブコンテンツとは、ウェブサイトに掲載される情報をいう。

²⁶ アメリカ合衆国（一部の州）、オーストラリア、シンガポール、韓国等のIT先進国においては、裁判文書を電子化して管理し、裁判所と当事者等が電子化された準備書面や書証等を電子的な方法によってやりとりする「イー・ファイリング・システム（e-Filing System）」あるいは「裁判文書電子管理システム（Electric Document Management System）」が既に一部の裁判の実務で利用されている。

[redacted]
[redacted]を有し、[redacted]
[redacted]を構築することを基本方針とする。これにより、OS等のバージョンアップに伴う改修を最小限度に減らし、情報システムの更新などを円滑に行う。

- (2) [redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]の仕組みの導入について検討する。

2 パソコンのOS及びネットワークを利用するためのソフトウェア

- (1) パソコンのOSについては、市場占有率、対応するアプリケーションソフトウェアの状況並びに安定した導入及び運用環境の実現を考慮し、[redacted]
[redacted]を継続するが、将来的には、多種多様なドライバ²⁹やアプリケーションソフトウェアの動作環境が整備され、運用及び保守の面で優れたOS（オープンソース³⁰も含む。）が現れた場合、OSを切り替えるためのコスト（現有の情報システムの改修費用、ライセンス費用、職員研修及びパソコン更新に伴う負担等）との費用対効果を検討した上で、その採用の可否を決定することとする。

- (2) 全職員共通の情報共有及び情報発信ツールとしてJ・NETポータルを活用する。また、[redacted]
[redacted]をそれぞれ利用する。

3 IT機器類の整備

- (1) 情報システムを支える上で必要となるIT機器類については、技術進化へ

27

28

²⁹ ドライバとは、周辺機器を動作させるためのソフトウェアをいう。

³⁰ オープンソースとは、ソースコード（ソフトウェアの設計図）を、インターネットなどを通じて無償で公開し、誰でもそのソフトウェアの改良及び再配布が行えるようにすること、また、そのソフトウェアをいう。

の対応を図るとともに、固定費の安定化を図るため、計画的な整備を進める。

例えば、これまでは

³¹、各情報システムの開発、改修に要するコストが増加する要因となっていた。そこで、平成23年度から職員端末の調達方法を順次リース契約に改めていき、平成28年度以降は、職員端末を一括してリース契約によって調達することにより、

を可能とし、開発等のコストの削減を図っていく。また、執務の効率化や運用経費等の削減、セキュリティの確保等を踏まえ、

についても、整備方針等の検討を行う。さらに、技術の進歩により従前使用していたフロッピーディスクが製造中止になるなど、外部記録媒体の変容が進んでいることや、情報セキュリティの確保という観点から、

についても検討を行う。

(2) 近時、多くの企業や地方自治体において、

が導入され、実用化されている。将来的な課題ではあるが、裁判所の職員端末の整備の在り方に関する選択肢の一つとして検討を続けていく。

4 及びその設置環境の整備

(1)

により、

31

を導入することとし、
を導る予定である。

32

33

障害発生時、[redacted]している（第４の１の(2)のイの(イ)参照）ほか、導入費用や運用保守費用等が増大している。

そこで、[redacted]
[redacted]職員の負担の軽減と障害発生時の迅速な対応を目指すとともに、情報セキュリティの強化を図り（第４の１の(2)のオ参照）、導入費用及び運用保守費用等の低減を図る。

(2) [redacted]サーバ

[redacted]サーバは、[redacted]
[redacted]されているが、[redacted]
[redacted]
[redacted]とは言えない。

そこで、[redacted]
[redacted]
[redacted]を策定していく。また、[redacted]
[redacted]
[redacted]する方策等の検討を行う。

(3) [redacted]サーバ

[redacted]
[redacted]とはいえない。そこで、[redacted]を進めていく必要がある。

５ 通信回線³⁴の帯域の増強及び[redacted]

(1) 通信回線の帯域の増強

[redacted]の情報システムの構築、
府省共通システムの利用、[redacted]の拡大や[redacted]の増加により、通信量の増加傾向が続いている。裁判所の情報システムの通信に

³⁴ 近年、インターネット上でサーバ等を特定するためのアドレスの規格であるIPv4のIPアドレスの枯渇が問題とされている。この問題への対応としてIPv6規格への移行が行われているのが現状であるが、[redacted]
[redacted]

必要となる帯域については、保守業者に通信回線の帯域の使用率を常に監視させ、数値化し、実証的に分析することで帯域を確保し、かつ、通信経費を大幅に増加させることなく帯域の増強を続けてきた。

今後も、情報システムを利用する上での十分なレスポンスを確保するため、情報システムの構築や利用範囲の拡大の都度、通信回線の必要帯域の積算を行い、必要性和相当性を総合考慮の上、帯域の増強を図っていく。

(2) 通信回線の [REDACTED]

[REDACTED] 通信回線を整備し、通信回線の [REDACTED] を図る。

これまでに、 [REDACTED]

[REDACTED] 通信回線を [REDACTED] してきたが、これは、 [REDACTED] してきたものである。

今後は、 [REDACTED]

[REDACTED] の通信回線についても [REDACTED] を図る必要性が高まる。そこで、 [REDACTED] を進める方向で検討していく。

6 災害に強い情報システムの [REDACTED] の在り方

裁判所における各情報システムには、 [REDACTED]

[REDACTED] を抱える現状にある。また、情報システム自体が [REDACTED] も認められる。

このような [REDACTED]

[REDACTED] であるが、莫大な予算と職員の労力を要し、直ちに実行できるものではない。

そこで、当面の対応として、各情報システムにおいて、 [REDACTED]

だけでなく、例えば、
情報システムについても、
情報システム
においては、
を検討するとともに、将来的
には、
する仕組みについても
検討する。

第6 情報システム等の全体最適化の推進（情報化戦略計画を実行するための中長 期的計画）

第一次計画においては、裁判所全体としての情報化を適切に実施するため、主
な情報システム及びその技術基盤に関連する事項について、その最適化を推進す
るための基本的な中長期計画を策定している。同計画の達成状況は、平成23年
12月作成の「情報化戦略計画（第一次計画）を実行するための中長期計画の達
成状況」のとおりであるが、同計画は、主な情報システムを対象とするに止まっ
ており、裁判所の全ての情報システムや技術基盤を対象とするものではない。ま
た、新たなITの進展等を踏まえた検討を随時に行っていく必要がある。そこで、
第2の2の(3)のアで述べたとおり、IT関連予算の削減と利便性の向上を図る観
点から、裁判所の全ての情報システムを対象とする全体最適化の取組を始めてお
り、この全体最適化計画及び同実行計画の策定により、裁判所の全ての情報シ
ステムを対象とした新たな中長期的計画が明らかになるものである。

1 全体最適化の指針

裁判所の情報システムが
と基本
的に変わらない。そこで、全体最適化の取組は、行政府省が業務及びシステム
の最適化の取組に当たり、政府全体として統一的に定めた「業務・システム最

適化指針（ガイドライン）³⁶」（平成18年3月31日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）に従い、計画的に実施していることを踏まえて、これを指針として計画的に実施する。

2 全体最適化計画の策定方針

全体最適化は、裁判所の全ての情報システムにかかるコストの低減を目的として、情報システムの全体構成を見直すことにより実施する。一方で、裁判所における情報化の目的は、ITの活用によって裁判所の事務の合理化及び効率化を図るという基本理念を着実に実現することにあるから、全体最適化は、ITコストの低減を図りつつ、ITの利便性を最大限に向上させるものでなければならない。

そのため、全体最適化の取組は、裁判所の全ての情報システムの現状を把握し、現行の情報システムが抱える問題点や課題を広範かつ体系的に整理した上で、職員端末をはじめとするIT機器類の整備（第5の3参照）や通信回線の帯域の増強及び³⁷（第5の5参照）、各情報システムに共通する基盤の整備等の検討も踏まえながら、情報システムの統合、³⁸といった様々な手法により、ITコスト低減の観点、利便性向上の観点及び情報セキュリティ水準向上の観点（第7参照）から最も適切かつ効果的な解決方法を導き出し、それを踏まえたあるべき姿（最適化された状態）を明確にして実施することとする。

また、全体最適化の取組を着実に遂行するには、全ての情報システムの整合性を保ってPDCAサイクル³⁷を確立することが必要となるため、情報システム等の管理体制の確立及びシステム運用等の標準化を図らなければならない。

³⁶ 「業務・システム最適化指針（ガイドライン）」とは、EA（エンタープライズ・アーキテクチャ）を基本とした統一的な管理手法を用いて、最適化すべき業務及びシステムの対象範囲やその現状及び将来のあるべき姿、最適化のための取組の内容や手順、数値による最適化の効果等を明確化したものである。EAとは、Enterprise Architectureの略で、顧客ニーズをはじめとする社会環境や情報技術自体の変化に素早く対応できるよう、「全体最適」の観点から業務やシステムを改善するための仕組みであり、組織全体として業務プロセスや情報システムの構造、利用する情報技術等を整理し、体系化したフレームワークをいう。

³⁷ PDCAサイクルとは、マネジメント手法の一種であり、PDCAは、「計画」（Plan）、「実行」（Do）、「点検」（Check）、「改善」（Act）の頭文字をとったものである。業務計画の作成、計画に則った実行、実践の結果を目標と比べる点検、そして発見された改善すべき点を是正する4つの段階を繰り返すことで、段階的に業務効率を向上させることを目指す。

具体的には、第3の情報化推進体制にあるとおり、CIOの下、情報政策課が中心となって、最高裁判所の関係局課を横断した協力体制を作るとともに、情報システムの整備基準や運用保守基準、業務継続計画等、システムの運用ライフサイクル³⁸に応じた各種基準の策定に取り組む。

3 全体最適化計画の策定及び実行

全体最適化の取組に当たっては、
(第5の4の(2)参照)と平そくを合わせつつ、平成23年度中に専門業者の支援を受けながら、情報政策課と各情報システムを所管する最高裁判所内の各部署との協働の下、最高裁判所としての全体最適化計画及び同実行計画を策定することを目指す。そして、情報化推進体制の下、同計画の進捗管理、実行状況の評価及び評価に基づく全体最適化計画の見直しの検討をPDCAサイクルに従って行い、全体最適化を推進していく。

第7 情報セキュリティ水準の向上

第2の2の(3)のイで述べたように、情報セキュリティに関する新たな脅威は日々発生しており、裁判所における情報セキュリティ水準の向上が重要な課題となっている。そこで、次に掲げるような観点から、関連通達の整備、セキュリティ監査の充実等、多角的な取組をしていくものとする。

1 情報セキュリティ確保の必要性

裁判所が保有する個人情報等は、裁判所に対する信頼を前提に当事者や関係機関が提供したものである。また、紙に記録された情報に比べ、電子化された情報は、膨大な量の持ち運びが極めて容易となるので、流出の規模も拡大しやすいだけでなく、いったん流出してしまうと、取り返しがつかない。

裁判所をはじめとする公的機関に対するサイバー攻撃の危険性も現実化している。しかるに、
状況にある。

³⁸ システムの運用ライフサイクルとは、情報システムの構築に着手してから、その情報システムが役割を終えるまでの一連のプロセスをいう。一般的には企画、要件定義、開発、運用、保守といったプロセスを経ることになる。

そこで、裁判所の保有する個人情報等の流出を未然に防止し、情報システムの安定稼働を維持するとともに、裁判所を取り巻く社会環境の変化に応じて情報セキュリティ水準を向上させていく必要がある。

2 情報セキュリティ対策の在り方

(1) 物理的な対策

第5の4の(2)のとおり、[redacted]
[redacted]を、[redacted]
[redacted]
[redacted]と
するとともに、[redacted]を図る。
将来的には、[redacted]を含めた総合的な検討を行う。

(2) 技術的な対策

[redacted]といった利便性の向上と同時に、
[redacted]のリスク
が高まっているため、[redacted]
[redacted]をよりの確に行うことにより、[redacted]のウィル
ス対策を強化する。また、[redacted]
[redacted]の強化を図る。さらに、[redacted]
[redacted]の適切な管理が[redacted]求められ
る中、[redacted]も散見される状況を踏
まえ、[redacted]
[redacted]
[redacted]を検討する。

(3) 運用面の対策

第2の2の(3)のイのとおり、政府統一基準は、数度にわたる改定が行われ、
技術の進展による様々な脅威の発生といった環境の変化に応じた情報セキュ
リティ水準の向上を図っている。裁判所の情報セキュリティポリシーは、そ

の策定から既に数年が経過しており、また、裁判所の各情報システムの

また、

が増加しているため、

可能性も高い。

そこで、政府統一基準の動向を踏まえつつ、裁判所の全情報システムを対象とする全体最適化の取組の進捗に合わせ、情報セキュリティポリシーの改定を行い、運用面での対策の充実を図ることとする。

また、全職員の情報セキュリティに関する意識を高め、裁判所全体の情報セキュリティ水準を向上させるため、下級裁判所における情報セキュリティ対策を担う部署は、それぞれの庁の実情に応じた情報セキュリティに関する研修を実施するほか、各種事務打合せや協議会等の機会に、情報セキュリティポリシーが定める職員の遵守すべき事項等を周知徹底し、各職員の情報セキュリティに関する意識の涵養を図るなど、必要な情報セキュリティ対策を積極的に行う。情報政策課は、当該部署に対し、情報セキュリティ監査の結果をフィードバックするだけでなく、情報処理に関する研修の内容や教材、ノウハウを提供すること等により、その支援を行っていく。

第8 最後に

この情報化戦略計画は、ITを活用して、裁判事務及び司法行政事務の合理化及び効率化を図り、多様化する国民の司法に対するニーズに応える仕組みや枠組みを構築するための指針である。そして、この指針の下に、全体最適化計画等の具体的な実行計画等を定め、それら実行計画等の全体を整合性をもって推進及び実現することで、情報化戦略計画が目指す適正迅速な裁判の実現と国民の利便性の向上が図られていくこととなるを考える。

裁判所は、この情報化戦略計画を着実に具体化するため、この計画に基づく全てのIT関連施策の全体を俯瞰するための管理及び運営の手法を確立して実行するとともにIT関連技術の進歩の状況を踏まえつつ、情報システムのユーザである職員の意見を聞きながら検証を重ねる。そして、全体最適化計画の策定、情報セキュリティ対策の具体的な見直し、ユーザである職員の業務の在り方の整理等の機会に、新たに顕在化した問題を見逃すことなく、必要に応じてこの情報化戦

略計画の見直しを行うことで、今後とも変化を続ける社会情勢や環境に対応した、より使いやすい情報システムが構築できるような的確に対処していきたい。